

気象警報発令時及び地震発生時等の対応について

県立川西カリヨンの丘特別支援学校分教室

1 気象警報等が発表された場合（特別警報・大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）

(1) 午前6：30の時点で、川西市または猪名川町に気象警報が発表された場合は、臨時休業とする。

その場合、保護者及び教職員に対して楽メにて一斉メールを送信する。

(2) 午前6：30以降、気象警報が発表された場合、以下の通りとする。

①午前8：45までに、気象警報が発表された場合は臨時休校とし、すみやかにホームページ上に掲載するとともに楽メにて一斉メールを送信する。

②登校途中の場合は、担任から保護者に連絡をとり、安全確保を最優先として、個別に対応（状況または生徒の実態に応じて保護者に迎えを依頼する等）する。

(3) 生徒在校中に気象警報等が発表された場合、状況等から安全確保を最優先として学校長が判断する。時間を早めて下校することが適切だと判断した場合は、以下の通りとする

① すみやかにホームページ上に掲載するとともに、楽メにて一斉メール送信の上、担任から各保護者に連絡する。

②安全確保を最優先とした上で、個別に対応（状況または生徒の実態に応じて保護者に迎えを依頼する等）する。

③連絡がつかない場合、生徒は学校で待機させる。

(4) 川西市または猪名川町に気象警報等が発表されず、その他の居住地（伊丹市、宝塚市、西宮市）で気象警報が発表された場合は、当該地域の生徒は公欠とする。

2 交通機関等が交通途絶の場合は、自宅で待機する。

3 地震発生時

(1) 登校前

・川西市または猪名川町に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とする。

・その他の居住地（伊丹市、宝塚市、西宮市）または通学経路上で震度5弱以上の地震が発生した場合は、当該生徒は公欠とする。

(2) 登校後、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安全確保のため引き渡しによる下校とする。

また、震度4以下の地震の場合は、通学路の安全を確認した上で通常時刻の下校とするが、状況により生徒の安全確保を最優先として、別途協議する。

(3) 臨時休業等にかかる連絡は、安全確保を最優先し可能な範囲でホームページ上に掲載するとともに一斉メールを送信する。

4 その他

台風の接近に伴う暴風雨または大雪・積雪等により、翌日の登下校に大きな影響が予想される場合は、生徒の安全面を考慮して、臨時休業の決定にかかる協議を適宜行う。臨時休業と判断した場合は、すみやかにその旨を連絡（文書または一斉メール）することとする。この場合は、翌日に気象警報等の発表の有無にかかわらず、臨時休業とする。